

第2回さいたま市障害者政策委員会会議録

日時：平成27年10月21日（水）14：00～

会場：ときわ会館5階大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議 題
 - ・第1回障害者政策委員会会議録の承認
 - ・誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例について
 - ・さいたま市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について
- 3 そ の 他
- 4 閉 会

配布資料

- ① 第2回さいたま市障害者政策委員会次第
- ② 第2回さいたま市障害者政策委員会座席表及び委員名簿
- ③ 第1回さいたま市障害者政策委員会会議録（案）
- ④ 資料1 条例の施行状況に関する検討スケジュール（予定）
- ⑤ 資料2 ノーマライゼーション条例の施行状況に関する意見募集結果
- ⑥ 資料3 平成27年度第1回誰もが共に暮らすための市民会議会議録
- ⑦ 参考資料1 さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例
- ⑧ 参考資料2 ノーマライゼーション条例の施行状況について
- ⑨ 資料4 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の概要
- ⑩ 資料5 さいたま市長の事務部局における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の骨子（案）

出席者

委員・・・石井委員、岡田委員、河崎委員、川津委員、河西委員、齋藤委員、鈴木委員、高濱委員、滝澤委員、田口委員、遅塚委員、富田委員、長岡委員、日根野谷委員、平野委員、宮部委員、山崎委員

事務局・・・福祉部長、福祉部次長、障害福祉課長、小島補佐、山田補佐、杉井係長、小杉係長、新藤係長、ノーマライゼーション推進係担当、健康増進課、こころの健康センター、精神保健課、疾病予防対策課、ひまわり学園総務課、指導2課

傍聴者の数 6名

1 開会

(平野委員長)

皆さん、こんにちは。

それでは時間になりましたので、「第2回さいたま市障害者政策委員会」を開催させていただきます。

まず、今回の委員の出席状況を確認させていただきます。出席委員17名、欠席委員3名ですので、さいたま市障害者政策委員会条例第5条2項の規定により、委員の過半数がご出席されておりますので、本日の会議は成立していることを最初にご報告いたします。

続きまして、本日の会議でございますが、「さいたま市情報公開条例第23条の規定に基づき、一般の方に公開することとなっております。

規定上はこの場で、傍聴の人数を定めることとなっておりますが、先ほど傍聴人についてご確認させていただいたところ、本日6名の方が傍聴を希望されております。そこで、傍聴人の人数を6名と定め、6名の方につきまして、傍聴を許可したいと存じます。

それではここで審議に入ります前に、事務局より本日の資料のご確認をお願いいたします。

(事務局)

障害福祉課の小島と申します。それでは、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。会議の資料ですが、今回は1冊の冊子にまとめさせていただいておりました。表紙が「平成27年度第2回障害者政策委員会資料」となっているものでございます。またこのほかに座席表に変更がございましたので、お手元にA4で1枚、右上に四角囲みで「差替」と書いてある紙をお配りしております。皆様お手元にごございますのでし

ようか。

次に、本日滝澤委員にご出席をいただいております。前回ご欠席となっており、今回は初めての出席となりますので一言ご挨拶を頂戴できればと思います。滝澤委員よろしくお願いたします。

(滝澤委員)

～ 自己紹介 ～

(事務局)

ありがとうございました。事務局からは以上でございます。

(平野委員長)

ありがとうございました。滝澤委員さんにはこれからよろしくお願したいと思ひます。ただ今、事務局の方から資料の説明ということで、今回は1冊の冊子になっておひまして、大変整理しやすくなっておりますので、ありがたいと思ひます。

2 議事

第1回さいたま市障害者政策委員会会議録の承認

(平野委員長)

それでは、議題に入らせていただきます。

それではお手元の資料の4ページをご覧ください。前回6月30日に第1回の障害者政策委員会を開催しまして、その時の議事録でございます。既に皆様に事前にお配りしましてご確認いただひており、今回この場で改めての確認ということになります。ここで河西委員さんから若干補足の説明があるという連絡をいただひております。それでは河西委員、説明の方をお願いたします。

(河西委員)

私の発言で、22 ページのところですが、内容が本人の頭の中ではわかっているのですが、読んでいてわかりにくいかと思ひましたので、事務局の方にこうした内容を加えたいと伺ったところ、それでは次の会議で補足していただひたいと言われましたので説明させていただひきたいと思ひます。

ノーマライゼーションの精神を大切にするという割には、今の安倍政権では福祉予算はどうしても減ってくるので、今のままでは限られたパイを奪ひ合うことになってしま

うので、障害を持ってどこにどんな不便があったとしても補い合えるかたちという思想をもって、どんな故障があったとしても、どうにかして社会に役立てる人間を目指すという方向性を考えていかななくては、今のままでは限られたパイを当事者同士が奪い合うかたちになってしまっているのです、その辺を皆さんで考えていけたらいいなということです。

(平野委員長)

今、河西委員さんの方から話があったのですが、前回の記録に盛り込めなかったということですかね。そういったことで今お話をいただいたわけですね。この取り扱いについては、こちらの方からのお願いになりますが、会議録なので発言されたことを書いていくということで、発言されていないことを会議録に掲載するという事は難しいと。

それで今発言していただきましたので、その発言は今日の委員会の会議録に掲載されるということでもよろしいですかね。はい、ですから前回の会議録はそのままということになりますが、皆様それでよろしいでしょうか。それでは前回の会議録は、こういったかたちで承認し、今の発言は今回の会議録に載るということで、皆様にご了承いただきたいと思っております。

(委員一同 了承)

(平野委員長)

それでは次の議題に移らせていただきますが、次第の方をご覧くださいませでしょうか。冊子の1ページです。大きな議題としては、ノーマライゼーション条例ですね。これをどういうふうしていくのかという問題です。条例の中にも検討するという規定がありまして、これをどうするのかということで、これまでいろいろな意見を聞いてきたということもありますので、それを踏まえてご討議いただきたいというのが一つです。

それから2番目が来年の4月1日から障害者差別解消法が施行されるわけですね。この法律に基づきまして各自治体では対応要領をつくっているところでして、この対応要領をつくる上で、皆様のご意見をいただきたいということで、事務局から説明をしたということなんです。

今日はこの二つの議題で皆さんからご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例について

(平野委員長)

それでは議題で、ノーマライゼーション条例についてということですが、この間、皆

さんからご意見をいただきましたし、市民会議でも話し合いを行いましたし、5年目の検討ということでどういう方向にもっていくのか、時期的な問題もあります。それでは事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、議題の2点目、誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例、いわゆるノーマライゼーション条例についてご説明いたします。お手元の資料の右下のページで申し上げますと、41ページをお願いいたします。

資料1をご覧ください。6月30日に開催しました、前回の障害者政策委員会、その後7月3日に開催しました市民会議におきまして、今年度のテーマとして、ノーマライゼーション条例の施行状況に関する検討を行っていくことについて、スケジュールをお示しさせていただくとともに、皆様に施行後の状況を含めたご説明をさせていただいたところです。

本日は、本スケジュールに基づきまして前回の委員会におけるご意見、その後に行われました市民会議のご意見、広く市民の皆様に意見募集を行った結果などについて、取りまとめた内容をご説明させていただいたうえで、改めてご意見を頂戴してまいりたいと考えております。

それでは、右下のページ数で42ページの資料2をご覧ください。資料2になります。まず、条例の施行状況に関する意見募集結果についてご説明いたします。

この意見募集については、先日の障害者政策委員会でもご説明いたしました、7月17日から8月14日までの約1カ月の期間をかけて実施しました。

募集の方法は、障害者政策委員会委員及び市民会議参加者へのご案内、障害者協議会へのご案内、市ホームページへの掲載でございまして、提出方法は、ホームページ、郵送、ファクシミリ、持参によることといたしました。

提出された意見の概要ですが、意見提出者数は209人で、項目ごとに分類した意見の件数は282件となっております。

意見の内訳ですが、条例の周知啓発に関すること、条例全般に関すること、居住場所の確保に関すること、手話言語条例に関することなどが多く寄せられました。

次に、43ページをご覧ください。200人以上の方からいただいたご意見ですが、内容を全て合わせると、A4の書類に換算して約80ページ分となっており、また個人情報なども少なからず含まれていることから、事務局にて意見の分類などを行ったうえで、代表的なご意見を46ページにかけてまとめさせていただくこととしました。少々長くなりますが、代表的な意見などをご説明させていただきます。

まず、1. 条例全般について、①障害者差別解消法と比較し、障害者差別禁止を明文化した条例の内容を高く評価するという意見、②条例の内容は他市と比較しても素晴らしいのではないか。この条例をこのまま大切にしたいという意見、④条例の謳い文

句は美しく理想的、のように、条例そのものは評価するのご意見などを多くいただいております。条例が必要ないという意見はございませんでした。

一方で、⑤条例が施行されてから何かが変わったという実感はない、⑥条例は理念が先行しており、具体性がないためわかりにくい、といったようなご意見もいただいております。

また、⑧のように、条例の第3章の内容については権利条約と比較して更なる議論を行うべきといった、条例の具体の箇所を指摘した上のご意見や⑨のように障害別の条例を検討すべきのご意見がありました。

次に、2. 周知啓発についてでございます。前回の委員会で昨年度の条例の認知率が28%ということの説明させていただきましたが、いただいたご意見からは、一般市民、障害当事者、行政をはじめとする各支援機関など各方面に対し、更なる周知が必要とのご意見を多数いただきました。

44 ページをお願いいたします。3. 差別についてですが、切実なご意見が多く寄せられており、①のように、声をあげることのできない障害者の声を聞いてほしいといったご意見や④のように、病気のことを話せない現状についてのご意見などがございました。ほかに③のように差別の原因を指摘するご意見や⑤完全看護のほすなのにもかかわらず、障害を理由に入院時の付き添いを求められる、⑥精神障害者が救急医療を拒否されている実態があるのではないかと、といった医療に関するご意見も多くいただきました。

次に、4. 合理的配慮や環境整備についてですが、バリアフリー化が進んでいない現状や合理的配慮の周知の方法についてのご意見などをいただきました。

続きまして、5. 市民会議については、①や②のように障害者施策の推進や意見聴取の場として大きな役割を果たしているという意見を多くいただきましたが、一方で、③のように市民会議で他の障害種別の方の話聞くのは大変勉強になるが、一般の方の参加が少ないといった、参加者の固定化についてのご意見もいただきました。

次に、6. 相談支援については、支援者の方からの意見として、条例により権利擁護に関する支援がしやすくなったというご意見や障害福祉サービス利用の計画相談に関するご意見をお寄せいただきました。

45 ページをお願いいたします。7. 居住の場所の確保につきましても、多くのご意見をいただきました。①親亡き後の不安を取り除くためにも、居住場所の確保や成年後見制度の充実を図るべき、②親の高齢化に伴い、居住の場の確保の問題が深刻となっている。ホームの整備にとどまらず、職員の育成や処遇改善にも取り組むことが必要、③グループホームや賃貸住宅への入居など、居住場所の確保については多くの意見があることを踏まえて施策を進めるべき、といったような、「親亡き後」の不安から、成年後見制度やグループホームの整備に関するご意見をいただきました。また④のように精神障害者がアパートの賃貸契約を拒否されているのではないかとのご意見をいただいております。

また、⑤では、条例と現実の不動産の対応の問題の乖離についてのご意見、⑥は「優先賃貸」を行う業者にインセンティブを与えるという新たな施策のアイデアをお寄せいただいたという内容でございます。

次に、8. 意思疎通が困難な障害者に対する施策についてですが、①健聴者も子どもの頃から手話を学ぶことが当たり前となる社会環境を実現すべき、②手話を早期から教育の中で覚え始める取組が必要というご意見、③手話通訳の利用時間をさらに増やす必要がある、④職場で筆談に応じてもらえないなど、声を上げられない聴覚障害者の現状を理解すべきというご意見、⑤はノーマライゼーション条例とは別に手話言語条例を制定する必要があるのではないかとのご意見、⑥は難聴者の方からパソコンテイクの推進に関するご意見、⑧は視覚障害者に対する音声資料化の推進に関するご意見でございます。

次に、9. 教育に関するご意見は46ページにかけてとなりますが、インクルーシブ教育などの新しい概念の浸透状況に関するご意見や障害の理解のために教育の機会の必要性などについての内容をお寄せいただきました。

続きまして、10. 就労についてのご意見でございます。①就労は人生の中でも高い割合を占めているが、障害者の職業選択の幅は狭く、支援が必要というご意見、②障害者にとって希望する職種への門戸が狭い。自分に見合った職種と就労条件での雇用が保障されるべきはないかというご意見、④は市の障害者雇用の条件についてのご意見でございます。また、⑤は特別支援学校の生徒数に見合った就労先の現状などに関するご意見でございます。

最後に、11. その他のご意見でございますが、実施手法に関するご意見でございます。①検討に当たってはこの障害者政策委員会や後日開催される市民会議における十分な議論が必要とのご意見、②ワーキンググループを設置してこれまでの施策を踏まえて検討を行うことが必要とのご意見、③障害者団体や事業所の代表だけでなく、組織に所属していない一般の障害者へのアプローチも工夫する必要があるのではないかとのご意見をいただきました。また、このほかに高齢障害者の問題や要援護者名簿に関するご意見などもいただきました。

続きまして、47ページから48ページをお願いいたします。前回の障害者政策委員会で、皆様からいただいたご意見をまとめたものでございます。こちらにつきましては、委員会当日に皆様から直接発言を聞いておられることと思っておりますが、確認の意味で簡単に触れさせていただきます。

まず、条例全般について、条例の制定経緯や理念を評価するとともに、実質的な部分や現実の暮らしについてのご意見をいただきました。また、条例施行後の法整備による条例と法律との関係についてのご意見、障害福祉分野の変化は長期的なスパンで捉えないとわからないのではないかとのご意見をいただきました。

次に、周知啓発に関して、こうした検討の機会を通じて、広く意見を求め、もう一度

条例の意味を考え、一層の周知啓発を図ることが重要ではないかというご意見、より簡単な啓発資料に関するご意見をいただきました。

また、差別に関しては先ほどの意見募集の中でもご紹介しましたが、医療機関の受診拒否に関するご意見、次の 48 ページに進みまして、意思疎通が困難な障害者に対する施策として、視覚障害者への支援としてダイジー化の推進に関するご意見をいただきました。

このほか、社会参加に関するご意見、特別支援学校の実情に関するご意見、就労における合理的配慮に関するご意見をいただいております。

その他のご意見として、進め方に関するご意見や障害福祉サービス全般や介護保険制度との関連など、幅広くご意見をいただきました。

次に、49 ページの資料 3 をお願いいたします。こちらは去る 7 月 3 日に開催されました、平成 27 年度第 1 回誰もが共に暮らすための市民会議の会議録でございます。こちらは詳細の説明は省略いたしますが、52 ページの下段からグループ討議の部分になっておりまして、まず、条例施行後の変化について、53 ページ中段から条例の見直しについて、54 ページ冒頭から 55 ページにかけて周知啓発についてのご意見でございます。

55 ページ上段から差別・虐待、下段からは条例簡明版冊子についてのご意見、56 ページ上段からは障害者福祉施設について、一番下の行から 57 ページにかけては市民会議について、中段は情報保障、下段は地域での繋がりについて、58 ページ中段は合理的配慮、医療、就労についてでございます。

59 ページは特別支援学校・学級、障害福祉サービスの充実、でございます。中段はその他の意見でございます。59 ページ下段の「その他」は主に条例以外のその他のご意見ということでございます。62 ページ中ほどまでとなっております。以上が市民会議でお寄せいただいたご意見の内容でございます。

次に、65 ページになりますが、参考資料をつけさせていただいております。65 ページの参考資料 1 はノーマライゼーション条例の本文、74 ページの参考資料 2 は前回の障害者政策委員会で配布した条例の施行状況についての資料でございますので、本日の参考資料としてご用意させていただきました。

以上が、条例に関する意見募集の結果、前回の障害者政策委員会と市民会議におけるご意見でございます。前回の障害者政策委員会では参考資料 2 の条例の施行状況の説明を受けて、委員の皆様からご意見をいただきましたが、本日の委員会ではこうして各方面から出された意見を踏まえまして、改めて委員の皆様からのご意見を伺ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(平野委員長)

ありがとうございました。それではこれから議題の中身に入りますが、重要な話し合いになりますので、その前に今日の論点を整理し、丁寧に進めたいと思います。お手元の冊子の右下で 73 ページをご覧ください。これは条例の本文ですが、一番最後のところに、括弧書きで「検討」という言葉がありまして、「市長は、この条例の施行後 5 年を目途として、障害者に係る法制度の動向を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。」こう書いてあります。条例は平成 23 年 4 月 1 日から施行されていますので、今年がその 5 年目に当たるわけですね。当事者、関係者の話を聞いて市長がどうするかということを考えることとなります。その前にこの障害者政策委員会で検討して、条例をどう考えるか、どういう取組をしてほしいのか議論して市長の方に出しましょうということで、前回から議論をしてきました。

前は条例に対する評価などを出してもらったわけですが、最終的にどうするのかということ。通常考えられるパターンとしては、今年度この場で条例について議論をしまして、皆さん方の意見をまとめます。これは確定ということではなく、こうしたことが考えられるという可能性の話ですが、資料の 85 ページにあるよう障害者施策推進本部、市長をトップに市の組織が集まった会議ですが、こちらに経過を報告して、話し合ってもらおうというのが一つのパターンですね。もちろん事務局と相談しなければなりませんけれども。

次に、41 ページの資料 1 をお願いします。スケジュールの表ですが、前回の障害者政策委員会と市民会議では 5 年間でどうなったのか、法律の動きを踏まえて皆様方からご意見をいただきました。そしてその後、市民や関係団体からご意見をいただきまして 209 人という大変多くの方からご意見をいただきました。私も事務局から意見の内容を拝見させていただきましたが、確かに個人情報や属人的な内容もありまして、なかなかここに載せることができず、お配りすることも出来ないわけですが、いずれにしても、かなりいろいろな人がいろいろな意見を持っているということだけは明らかですし、いろいろなことが考えられているということは間違いないと思います。

事務局の小島補佐から説明がありましたように、今回の委員会ではどういうことを考えなければならないのか、具体的には検討の方向性ですね。ここを絞っていかなければならない。どういうことかといいますと、来年の 4 月にこの推進本部にこういう意見がありましたよと報告するときに、どういう意見の出し方をするのか。

時期的な問題もありまして、端的に言うと、一つは条例を変えてほしいという意見を出すのか。この条例が時代にマッチしていない、あるいは現在の法律と噛み合っていないので、もう条例を変えるしかないという意見を出すのか。当然その場合にはそれを前提として議論をしなければなりません。

もう一つは条例そのものについてはこのまま継続していくこととしますが、もうちょっとこういうことに取り組んでほしいとか、このあたりを現実的に考えてほしいとか、

そういった意見として出すのかということはこの時期に決めなければならないという問題があります。

この条例をつくった時には、この10月の時期に条例の案、要綱というかたちでしたが、その内容を議論しておりました。逆にいうとこの時期にそうした議論をしないと3月までに間に合わないという問題があります。来年条例を変えてほしいということを障害者政策委員会として出すのであれば、ここで変えるかどうか、変えるならどういった内容でということ議論していかないといけない。

2番目の案として、条例そのものはこのままでいいけれど、こういった問題が不十分であるとか、このあたりがまだできていないのでなんとかしてほしいということであれば、そういった方向で議論していくということになります。

もちろん未来永劫条例を改正しなくていいということではないのですが、そういったことを議論していく必要があります。論点を絞るつもりはないし、発言を抑えるつもりもないのですが、これまでの障害者政策委員会の意見、市民会議の意見、募集して集まった意見などを踏まえて、この委員会としてどちらの流れに議論していくのかということを決めていきたいと思います。

まず、進め方については、今申し上げたかたちでよろしいでしょうか。この辺りがわからないということがあれば、お願いいたします。よろしいですか。

(委員一同 了承)

(平野委員長)

はい、それではそのようなかたちで今日は進めていきたいと思います。もちろん答えを出すということではないのですが、大まかな二つの方向性についてご意見をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。それではご意見を承りたいと思います。

(日根野谷委員)

日根野谷です。議論に入る前に、先ほどノーマライゼーション条例の意見募集の提出方法について、4つ説明がありました。ホームページ、郵送、ファクシミリ、持参とのことでしたが、Eメールは採用されないのでしょうか。私はEメールで提出したのですが、これは採用されているのですよね。確認したいと思います。

(事務局)

ホームページと申し上げましたが、Eメールからの意見も受付をさせていただいております。

(平野委員長)

ホームページからEメールを送信できる欄があるのですね。

(日根野谷委員)

ホームページというのはあくまでパソコンのシステムですよ。私もパソコンは持っていますが、これはあくまで目に見える人にとって便利なシステムなのです。視覚障害者がパソコンから情報を入手するのはものすごく困難なのですね。いろいろな音声ソフトを入れて必死に努力はしているのですが、皆さんが目で見ているような状況にはとても追いつけません。Eメールはかなり音声化が進んでおりまして、Eメールとホームページ、パソコンはまったく別の仕組みだと考えております。

(平野委員長)

はい。その辺り視覚障害のある方にも配慮して、ということですね。他にご意見いかがでしょうか。

(遅塚委員)

遅塚と申します。附則の第3項の検討規定についてですが、条例の施行後5年を目途として検討を加え、必要な措置を講じるとされています。先ほどの平野委員長の話で、仮に条例改正が必要になった場合、条例の改正というのはいつの時点で行わなければならないのでしょうか。期限がいつまでというように縛られている規定なのでしょうか。例えば平成28年4月の時点で条例が改正されていなければならないという意味なのか、それともそうした意味ではなくて、方向性自体を今年度中に出せばいいということなのか、確認の意味でお伺いいたします。

(事務局)

規定は目途ということになっておりますので、今度の4月で丸5年ということになりますので、そこを目途に検討を行い、条文どおりに考えれば、そこから必要な措置を講じることになっております。条例改正が必要だということになれば、そこから必要な検討を行うということになるかと思えます。

(平野委員長)

私もこの条例をつくることに関わっていた立場なので少し説明いたしますと、当時法規の担当と話をしたのですね。法律には恒常法という、一度つくとずっと続く法律と時限立法という一時的な法律と2種類あるのですね。それでこの条例をつくる時の話では恒常条例ということで、ずっと続く条例としましたので、何年間かという時限的なものではないということです。もちろん途中で内容の改正を行ったりすることはできるのですが、基本的にはずっと続く条例です。そうしたことを法規の担当者と話合った

のですね。

さきほどの遅塚さんの話ではないですが、最初の何年かだけ施行して、また新しい条例にするということであれば、最初から時限立法にするのですね。この先も続けるのかどうか議論をしましょうということならそうした時限立法にします。今の条例はそうしたことなくて恒常条例となっています。ただし、時間の変化や権利条約が結ばれていなかった当時の状況、虐待防止法や差別解消法もなかったのも、そうした法整備の状況なども踏まえて見直しを行いましょうね、ということです。それで先ほど事務局の方からも目途、検討ということについての説明があったという経緯です。よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。はい、川津委員どうぞ。

(川津委員)

川津です。ちょっと確認です。一つは意見募集のところですが、重要な内容が書かれていました。条例の見直しということで、その辺りも含めて考えるべきだと思いますが、委員の意見というよりも、この意見募集で出された意見を踏まえて、どのようにしていったらいいのかを決めるべきだと思います。また条例に新たな条文を加えることができるのかどうかも聞きたいと思います。

また、5年前と比べて差別事案が増えているのかどうか、この間の統計的な変化についても参考に聞きたいところではあるのですが、条例ができれば差別事案は減るだろうと考えるのが普通だと思うのですが、減っていなければ見直しということになるのではないかというのが一つの視点です。

それから 42 ページのところ意見についてのグラフのようなものがあるのですが、その中に手話全般という項目があるのですが、どのような意見が出たのかをお聞かせいただければと思います。

(平野委員長)

事務局の方から5年間で差別解消の効果があつたのかどうか、それから 42 ページの手話全般についてどういった意見があつたのかを紹介いただきたいという質問がありました。事務局から説明いただく前に、私からそれ以外のところを話しますと、この委員会での議論などは市長に、障害者施策推進本部に報告するのですが、その場合でも、条例を改正するとなるとこの部分を改正してくれということになりますし、あるいは今回の改正は見送ることになるとしてもこの問題に取り組んでほしい、この施策は変えてほしいという意見を付して報告するべきだと思っています。もちろん条例が完璧な内容で何も議論する必要がないということであれば、そういうことを言えばいいと思いますが、ここをやっていくべきだとかそうした意見があればそれを言っていくと。

それから今回の意見募集結果について事務局とも事前に話したのですが、意見が多かったからそれに取り組むべきだという多数決の考え方はとるべきではないと思います。

もちろん握りつぶすとかそうしたことではないのですが、一人か二人からしか出ない意見であったとしても、非常に貴重な意見があればそれは取り上げるべきだと思います。そのためにこの委員会があつて、ここで話し合つて少数であつても取り上げるようにしたいと思います。これは障害種別の問題がありまして、単純に数だけで決めてしまうとそれぞれの障害のニーズが反映できないので、それぞれの問題の大変さを考えるべきではないか、そこを皆さんに出していただければと思います。数だけということであれば、アンケート調査だけやって、単純に数の多い意見を採用すればいいということになりますが、障害という領域ではそうしたことは避けるべきだと思います。それでは事務局の方からお願いいたします。

(事務局)

ご質問の2点目の差別の件数についてです。お手元の資料で申し上げますと右下のページで82ページをお開きいただきたいのですが、そこに、8. 障害者差別に関する相談件数の推移ということで、グラフと表を記載しておりますが、ご覧のように少ない状況になっております。平成23年度5件、24年度7件、25年度4件、26年度9件ということで、これが実績となります。この件につきましては障害者の権利の擁護に関する委員会の差別に関する部会で議論された中でも課題として挙げられたところでございます。

もう一つのご質問の手話全般の意見についてですが、資料の右下のページで申し上げますと45ページをご覧いただきたいと思いますが、この中ほどに、8. 意思疎通が困難な障害者に対する施策ということで、①から⑧まで意見を掲載させていただきましたが、この中で手話言語条例に関するもの以外の意見の多くを全般としてまとめさせていただきました。具体的に申し上げますと、①健聴者も子どもころから手話を学ぶことが当たり前となる社会環境を実現すべきではないかといったご意見や、②のように手話を早期から教育の中で覚え始める取組が必要ではないかといったご意見、③のように手話通訳の利用時間をさらに増やす必要があるのではないかというご意見、こういった意見を掲載しております。

(平野委員長)

川津委員、よろしいでしょうか。

(川津委員)

はい、わかりました。

(平野委員長)

ほかにご意見がございますでしょうか。

(富田委員)

親の会「麦」の富田です。文言の確認なのですが、平野先生が改正するかどうかということをお話されましたが、条例の中には災害に関することが書いてないのですね。そうしたことがないから入れてほしいということになると追記になるのか、それとも改正ということになるのか、文言の関係で教えていただければと思います。

(平野委員長)

説明させていただきたいと思いますが、改正という場合はこの条文をもう一度議会に提出して、議会で審議をしてもらって可決してもらうというのが改正になります。それでは議会を通さないと何もできないのかというと、例えば災害についてこういうことに取り組んでほしいとか、制度化してもらおうとかそうしたことはまた別になります。他にいかがでしょうか。

(高濱委員)

いつもの障害者政策委員会と違って意見を言いにくいのは、自分の悩みということではなくて、条例のここが問題だということなかなか指摘できなくてそのために言いづらいのだらうと思います。そんな中でも先生のおっしゃるように進めなければならないと思うのですが、意見としては概ね条例の方向はいいと。先ほどの災害の話を付け加えるとかそういったことはありうると思うのですが、現実には5年が経過して理念はいいけどここがダメであるとかそういったことを付け加えて市長に報告するというのがだいたいの方向ではないかなと思うのです。

(平野委員長)

はい、ありがとうございます。こういったご意見をいただければと思います。

(斎藤委員)

今、高濱委員がおっしゃったように、現実具体的話ではないのでなかなか言いづらいところはあるのですが、条例をつくっていく時もまったく初めての経験で、嫌だったことなどの事例を集めたのですが、どうかたちで、どういうプロセスを通してということがみんな初めてだったと思います。

今回の見直しというのも初体験なので、先ほど平野先生から丁寧に説明いただきまして、改正などの考え方について今やっと共通認識を持つことができるようになったかなと思います。私自身としては全体的にいただいたご意見を見たり、毎回参加している市民会議を通じて伺ったりしている中で、皆さんはやはり条例自体は存在を前提としていると。でも現実とのギャップがある、乖離があることをどう縮めていけばいいのか、そ

のために今回の条例の見直しがうまく使えるのかどうか、そのあたりをもう少し慎重に議論していく必要があるのかなという印象があります。条例をつくったときも絵に描いた餅にならないように具体的な資源でどう裏打ちしていくかはこの後の取組になりますよという説明があったかなと思います。つくったときの経緯を思い返してそのように思っていますので、どちらの方向がいいのかということも含めてもう少し意見を出し合って煮詰めていく場というか、切り口も必要なのではないかと思います。

意見募集の中の意見でも、確かに権利条約が批准されたという観点からも、もう一度見直したらどうかという意見もあったかと思いますが、合理的配慮ということがまだまだイメージとか共通項とかになっていないことも含めて今後の課題の一つなのだろうなと思います。

(平野委員長)

こちらの進行が悪いのでなかなか発言しにくいところもあろうかと思いますが、重要なことなので委員お一人お一人からご意見を伺っていただければと思います。

(岡田委員)

条例を変えるかどうかというのは非常に重要な部分なので、自分の意見を出しにくいというのが本音です。私は自分のところの精神障害者家族会を代表してここに参加していますが、自分の組織の中で、このことをじっくりと煮詰めて考えてきたわけではないので、自分の責任でどちらの方向か聞かれて、こっちです、とは言いづらいのが本音です。

条例を変えるのか変えないのかということについてはよくわからないのですが、これまで条例をつくるに当たって多くの方が時間を費やして議論を積み重ねてつくってきたという経過は仲間を通じて聞いています。私自身は申し訳ありませんが、その過程には参加してこなかったのが今更軽々しく意見を言えないという思いはあります。

この条例がなかなか行き渡らない要因は、障害者の権利の擁護等に関する条例ということで、障害者という存在を何か特別なものみたいな取り扱いをしているところがあって、私の経験からすると、誰でもいつ障害者になるのかわからない、皆の問題だよねというところをもっともっと広げていきたいと思うのです。高齢になれば身体のあちこちが不自由になりますし、子どもを3人抱えて大変な中で暮らしている時に、あ、障害を持っている人ってこれに似たような困難さを抱えて生活しているのだという感想を持った方もいますし、他人事ではないのだということをもっと色々な方にわかっていただくこと、そういった感覚を持っていただくためにはどうしたらいいのかなということはこの条例を読み返しながら考えました。

そのことが条例を改正することなのかどうかということが私にはよくわからないのですが、意見募集の中の条例全般について、⑧で条例の第3章の内容については権利条

約と比較して更なる議論を行うべきとあるのですが、この方がどういった思いでそのように感じたのがこれだけでは読み取れなかったりして、どちらの方向性ということすらも意見としてはっきり決断することが難しいという困惑した状況を抱えています。

条例のためのワーキンググループということもあると思いますが、私は6、7年前に埼玉県の障害者施策推進協議会に参加していましたが、その時平野先生が委員長としてご出席されていたと思います。あの会議の中ではワーキンググループはまったく触れていなくて福祉計画の議論をしている中で、さいたま市では先駆的な活動をしているという意見を出された方がいて、その一つ一つの課題に対してワーキンググループを作って議論をしているということで、県もそれに合わせるべきではないかということで、県も毎年ワーキンググループをつくって議論していく俎上が出来たと思いますので、今回どちらの方向に行くにしてももっと率直に話し合う時間を増やして議論をすべきではないかと考えています。先生の出された問いに対してまっすぐな答えではないのですが、そのように思います。

(平野委員長)

ほかにいかがでしょうか。

(長岡委員)

長岡です。前回の委員会では虐待防止法や差別解消法の位置付けと条例の位置付けは少し混乱するところがあるという話をさせていただいたところですが、私は事業所としてサービスを提供する立場にあるわけですが、虐待の防止も差別の禁止もなくそういう表現になっていくわけなのですね。研修会などを行ってもみなさんそうした話になるのですが、この条例で使われている権利擁護という言葉が何を示しているかということです。権利擁護という表現は事業所の立場では擁護しよう、取組を進めようということになってきたので、後からできた虐待防止法などと比べてもこの条例の強みなのではないかと考えるようになりました。

理念や理想が先行しているという話がありましたが、取組を進めようということであればそうした理念や理想は大切なことになります。この条例が当事者はもちろん、福祉に携わっている方々のみを対象にしているということではなくて、市民を対象にしているということであれば、やはり理想は必要ですし、なくそうとかやめようとかそういったスタンスの条例だとなかなか市民の方は近づきにくいのではないかと思います。

今の平野先生の話の流れでいえば、私はこの条例の基本線は市民の方にアピールしていくということが大事だと思いますし、後から成立した法律と区別してみんなで何かをしていこうということであれば、大卒はこのままでいいのではないかとこのように思っているところです。

(平野委員長)

これは非常に難しい議論で、岡田委員さんがおっしゃったように当惑される方もいると思いますが、最終的な責任は私が取りますので、自由にご発言いただいて結構です。誰々が言ったから、ということにはしませんので。

(滝澤委員)

今進めている中で振り返りながら、自分が関わらせていただいた 100 人委員会の興味・関心の中で、市民会議にも参加してきた一人として、感想というかたちになってしまうのですが、この条例には障害者という言葉を使っている条文はたくさんありますが、市民や人権という言葉に置き換えても耐えられる内容ではないかなと思って読んでおりました。

ただ法律的知識があるわけではないので、この間に進んできた法律や制度がこの部分とどのようにつながっていくのかはもう少し専門の方からサジェッションいただきながら考えていくことが必要だなと考えておりますし、人が何かを考えていくときには目標や理念に関して定量的な、例えば何々が何件できると達成、みたいな取組方が恒常的には受け止めやすいと思います。こちらはどちらかといえば定性的な部分が含まれる、たぶん長きにわたって 5 年を目処として考えていかなければならないというとても大切なところを押さえながら長期的に、10 年後、20 年後の暮らし方なども含めながら大切な権利擁護をうたっているように思っています。

感想や個人的な意見になりますが、大きな考え方としてはこの条例の改正という方向ではなく、今まで進んできた中で成しえていない部分はもう少し個別にきちんと出して、制度の部分でどうできるのかということも盛り込めるような、市長に届けられるような部分、今後の市民会議もあります。こういった場になかなか来られない方も含めてどう進めていくのか、そこも大切なポイントにさせていただければ、ということでもとまりませんが、よろしくお願いします。

(平野委員長)

はい、それでは川津委員さん。

(川津委員)

川津です。条例につきまして、条文は変えなくてもよいと思います。条例ができました、そのときにどんな文章だったか忘れてしまったのですが、障害者全体のバランスをみて条例が出来た時は議論させていただいたと思います。進め方についてはワーキンググループや小委員会のようなところでどんどん意見を出してまとめていければいいのかなと思います。

条例の簡明版冊子を作った経緯につきましては、あ、こんなふうにならなくなってしまった

のかという感想を持ちましたので、何かを作る場合には事務局ではなく障害者政策委員会をスタートに出来ればいいのかと思っています。以上です。

(平野委員長)

はい、それでは宮部委員さん。

(宮部委員)

さいたま市育成会の宮部と申します。皆様のご意見を聞いていて、ノーマライゼーション条例の意見募集のところ、45 ページになりますが、意思疎通が困難な障害者に対する施策というところです。聴覚障害者と視覚障害者の方の意見が出ておりますが、知的障害のある方の意見というものが出ていません。それを見ると障害特性がある故に、声を出したくても出せない方からの意見というものはなかなか拾い上げるのは難しいということです。この結果を見てそのように思いました。

なかなか思っていることがまとめられなくて申し訳ないのですが、ノーマライゼーション条例というのはとてもいい条例だと私たちも思っています。その条例を障害のある方一人ひとりにきちんと届けられるということが一番重要なことだと思いますし、障害者権利条約というものは一番大事な筋道であるなど。権利条約の求めるものを考えると特別なものを要求するのではなくて、皆さんと同じようなところに持っていくということが重要だと思いますので、ここの理念を大事にしながらノーマライゼーション条例をもっと素晴らしいものにしていくことが重要ではないかと思えます。

(平野委員長)

ほかにいかがでしょうか。

(高濱委員)

たぶん概ねこの条例をどうのこうのということは考えていないというか、指摘しようがないというか。いいのではないのでしょうか、理念は理念として。制度や政策で足りないのはここだということについて、ポイントを絞って提案するのが一番具体的なのではないのでしょうか。

(斎藤委員)

私自身は、一度ワーキンググループなりをつくって方向性のところを一度括る議論が必要ではないかと。ここで方向付けというのはまだ不消化な感じがしているのでそれも含めて一度検討する場があっても。この政策委員会でいつもワーキンググループをつくって、事務局の皆さんには本当にお手数をお掛けしてきたと思うのですけれども、市民会議の意見も含めて、どういう方向にしていくことが障害のある人にとって市民にとつ

て力にしていくことができるのかという判断を考えるにはもうちょっといろいろな切り口の議論が必要かなという印象を持っておりまして、そこはもう一回括ってもいいかなと。平野先生は今日決め打ちというわけではないけれどもと発言されましたが、そういう機会を経ないと自信がないという印象を持っています。

(高濱委員)

例えば条例のここが問題で変える可能性があるっていうのはどういうところなのか。それがないと皆意見を言えないのではないのでしょうか。

(平野委員長)

そこは議論になりますが、先ほど富田委員さんがおっしゃったように災害のことがないから災害のことをとという意見があれば。

(高濱委員)

斎藤委員がワーキンググループをつくって、もしかしたら条例改正に持っていく可能性があるかもしれない、そうした可能性を残したいということでしょうか。それであれば現状でここに手を入れる可能性があるとか示していただかないと皆どうしていいかわからないのではないのでしょうか。

(斎藤委員)

その具体案を含めて、これが改正ということになったらどうなるのかなということを考える時間がないと、大事に育ててきたのでそこを含めて初めての経験なのでわからないことがあるなというふうに感じています。

(平野委員長)

はい、それでは次に富田委員、その次に日根野谷委員の順番で。

(富田委員)

富田でございます。私は条例の理念はよくできているなと思っています。当会としてもこのノーマライゼーション条例の勉強会を少ししておりますが、私たち会員がどうしたいのかその意見を集めて持ってくる時間がほしいと思いました。議論の方向付けをして条例としてはこのまま認め、施策に取り組むべきかと思いました。

(日根野谷委員)

条例について、私は改正の必要はないと思います。出来てから5年間ですか、立派な内容の先駆的な条例だと思います。問題があるのなら実施の計画案等で修正し、肉付け

するなり、修正するなりすれば十分に対応できるのではないかと考えます。平野先生の示された後の方の意見ですね。そのように思っています。

(平野委員長)

はい、斎藤委員から提案があったワーキンググループですが、先に大まかな方向性をつくらないと、ワーキンググループはつくれないうという面があるかと思えます。この委員会は親会ですよ。親会が最終的に決定する権限を持っているので、ここでこういう方向で行きましょうということになって初めてワーキンググループをつくらないと、順番としてワーキンググループで決めましょうということだとちょっと。ある程度親会の方で方向付けをしないと、ワーキンググループで完全にフリーハンドというのはちょっと難しいと思えますので、決め打ちするつもりはないのですが、ある程度の方向性を決めて、その結果改正だということになればそれはそうですが、方向性を決めないとメンバーも決められないということがあります。他にいかがでしょうか。

(鈴木委員)

私は申し訳ありませんが、難しいことはわからないのですが、今回参加させていただいて、私個人というより、保護者として、特に条例の改正の必要性はないのではないかと思います。皆さんの思いが込められた条例ですので、条例を改正することよりも謳われていることを技術的に遂行していくように運んでいくことの方が重要ではないかというのが個人的な意見です。

例えば、第 29 条に「市及び市が設置する学校は、障害者が生活できる地域においてそれぞれ必要とする教育を受けることができるようにするため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。」とされておりますが、前回も申し上げましたが、私の娘が通っている大宮北特別支援学校は上尾市との市境にあります。浦和からも通っている子どもがいるので小学校 1 年生の小さなお子さんが約 1 時間バスに乗って学校に通ってくるというのが現状です。それって地域で生活するという意味の地域に当てはまるのかなと思ったのですが、あ、こういう条例があったのだというのが率直な実感です。私の学校の P T A のお母さんたちもここまでは知らないと思えます。そこまで浸透していないと思えます。ですから先ほど話にあった勉強会というものも必要だと思いますし、周知ということも必要だと思いますが、こんなにいい条例があるのだったら、条例を改正するのではなく、みんなに浸透させ遂行していくことの方が私は大事なのではないかと思います。

それと、先ほど富田さんがおっしゃったようにこの 5 年間の間に災害がたくさん発生しています。うちの学校でも飲料水を用意し、知的障害の子どもたちなので全ての子どもたちにヘルメットを用意しています。普通の学校ではこんなことはしていないと思いますが、障害のある子どもたちなのでそういうことが自分で出来ないかもしれないとい

うことでヘルメットはPTAの予算から出しました。それから本来は学校が避難場所ではないのですけれども、東北の地震の時に自閉症のお子さんが避難場所に行ってもそこでパニックになってしまって中に入れなかったとか、車の中で過ごしたとか、そういった事例がたくさん報告されているので、私たちはもし災害が起きた場合、歩いて行けるのであれば自分たちの学校に集まろうというのが合言葉になっています。自分たちの学校だったら子どもたちが安心してほっとできるのではないかと。歩けるかどうかわかりませんが、そうしたことは親の間では合言葉になっています。災害が起きた時に普通の人でもそうかもしれませんが、障害のある子どもたちはパニックになってしまうというのが目に見えていますので、もし付け加えるとしたら災害の時の避難場所であるとかそういったことが明確に障害者の人にわかるように、こういったところに行けばいいんだよとかそういったことが付け加えられる内容だったらいいのかなと思います。

(平野委員長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

(高濱委員)

今の意見が典型だと思うのですね。5年経って次のステップは条例に照らし合わせて意見が言えるようになろうねということで。そうした市民の成長の途中段階だと思うので、今の流れがいいのではないかと思います。

(平野委員長)

はい、富田委員さん、その次に日根野谷委員さん。

(富田委員)

施行後5年を目途としてということが条例に書かれていますが、その後のことは書かれていないので、また次の5年、そして15年、20年ということを書いた方がいいのかなと思いました。今は理念的に素晴らしいものだとしても10年後に適合しているのかどうかクエスチョンでありまして見直し続けることが大事なのかなと思いました。

(日根野谷委員)

あの、ご意見を述べられる前に名乗っていただけるとどなたの発言かわかるのですが。二十数人いると視覚障害者は声だけで判断するのは難しいのです。ですから私も視覚障害者のサークルでは意見を言う前に名乗るようにしています。よろしく願いいたします。

(平野委員長)

重要な意見ですので、皆さんご協力をお願いいたします。それでは時間ですので、最後に田口委員さん、河西委員さん、石井委員さん、河崎委員さん、山崎委員さん、最後に遅塚委員に話をお願いしたいと思います。

(田口委員)

先ほどから改正の話ということですが、だいたい条例のことを知っている人が少ないです。私は市民の千分の一くらいかと思っています。現実には私が区役所に出かけて福祉関係の職員は除いて、ノーマライゼーションってどうなのでしょうねと聞くとほぼ全員の方が知らないですね。私の会でも関心がないです。設立 64 年になりますので、高齢者ばかりです。ですから介護保険ですね。今度の 11 月に市の方から介護保険の話を伺いますが、介護保険は自分のことに関係があるので関心があるのです。65 歳以上になると介護保険です。ノーマライゼーションと言われても何だろう、どうして日本語で言わないのだろうと思います。ほとんどの人はわからないと思います。

この前市民会議のことで話を伺ったのですが、ファシリテーターといってもなんだかわからない。座長とか司会とか日本語で名前があるのにどうしてカタカナでいうのかな。私なんか困ってしまって、いつもこういう電子辞書を持ち歩いていて、例えば、コラボレーションは協働、グローバルゼーションは地球規模、アイデンティティーは自己認識などです。私がロクな教育を受けていないということもありますが、団体の会員も似たり寄ったりで学歴も定時制高校です。そんなわけでもっと日本語でやってもらいたいですね。なるべく電子辞書を持ち歩くようにしているのですが、本当に困ります。もっと日本語でやってもらいたいと思います。以上です。

(河西委員)

公募委員の河西と申します。冒頭でも少しお伝えさせていただいたのですが、誰もが共に暮らすということは、岡田委員がおっしゃったように、みんなという意味で、誰もが、ということであり、高濱委員のほか、皆さんがおっしゃったように理念は素晴らしい。けれども現実との乖離が感じられるということなのですね。5年後、10年後を見据えながら継続的に見直していく条例だとしたら、何々をなくしたり、やめたりすることよりも何とかしてギリギリの方法で気になるところに刻まれるようなかたちに加えていくことができないのかなと思うのですね。

今の状態だと本当に人口が減っていきますし、高齢者は増えていく状態ですから、権利の主張のし合いというか、自分の足りない部分を言い合っていたら、条例全体をどんなに美しく保っても現実乖離はますますひどくなっていくだけです。生きていく以上は意味があって、そこには補い合えることがあるはずなのですね。精神障害のため途中でドロップアウトしてしまったような方には、先天的な障害を持つような、生きることに対するたくましさというものが実感で伝わったらいいなと思いますし、事務作業を

10人揃ってできなかったとしても、1人のお世話は誰よりも上手くできるということもあるでしょうし、なくす、やめるということに変えて、できるとか、してもらったから返せるというようなウインウインの方向で美しい理念が現実と乖離しないようにしていくには、ということを考えられればいいなと思っていて、今のままでは社会情勢ですとか、人口減少とか、主張のし合いだけだとますます現実と乖離していただけたらと思っていて、いい案があるわけではないのですが、そういったことを考える今日この頃といたところでしょうか。

(石井委員)

障害難病団体協議会の石井と申します。難しくて条例の話にはならないのかもしれませんが、難病というか病気になって仕事を辞めた方たち、在職中に仕事を継続することは出来ないのかなと思います。新しい就職先もない、今やっている仕事、薬を飲みながら病院に行ったりする時間をつくる、そういったこともできることがこの条例の中に入っていないのかしらと思いました。

一昨年、難病の患者に対する法律が成立し、今年から施行されましたが、疾病になり、病気になり、生活保護を受けなければならない人たちが増えていますので、病院に通って休み休み続けてきた仕事をできるようになってほしいと思います。以上です。

(平野委員長)

はい、それでは河崎委員さん。

(河崎委員)

はい、埼玉県障害者雇用サポートセンターの河崎です。こちらの条例の改正について私の方も改正していく、中身を見ていくというイメージは少ないのですが、一つ言えるのは障害者雇用のところでいくつか条例にあるのですが、たぶんこの条例に基づいていろいろな施策が行われていると思いますが、実態としてその中で障害者の方が差別を受けている、もしそうした実態があるとするれば、そういった実態をこの場で話していただいて、どうしてそういったことが起こったのか、それを解決してくためにはどうしていったらいいのかということをお場で話し合いができれば私たちの中でもいろいろとお手伝いをしながらいろいろな意見を言えるかなというふうに思っていますし、その中で、話し合いの中でもし足りないものがあつたとするれば、条例に付け加えていければこういうことを防いでいけるのではないかというあたりで意見の交換もできるのではないかと思いますので、条例を変えるというより、実態を皆さんの中で話し合っただくのがいいのかなと思います。

(山崎委員)

今日はありがとうございます。私も先ほどから聞かせていただいて勉強不足だなというのを痛感させられております。法律とか条例というものは私たちの生活を均等に平均化して、正しく保っていくためには欠かせない根底の規範だと思っています。

ただし、今の自分の生活を送る中でやはり法律や条例に違反すれば罰が与えられ、法律や条例に背けば皆さんがきちんと生活が保てないということもとってもよくわかります。誰もが共に暮らすという、健常者、言葉がおかしいですが、目の見える方たち、身体もすべてにおいて健常な方たち、私たちのような視覚障害者や障害を持った方が一緒に暮らしていく上で必ず必要なものだと思っています。ただ、5年後、10年後ということ以前に自分が毎日生活している中で不自由さや不便さが先に立っておりまして、なかなか法律や条例にまで至らないで毎日の生活に追われております。これは私だけでなく、周囲の方々、大勢の方々が、市民の方もそうですが、条例の中身をご存じないと思っています。

毎日生活している中で、ホームから転落してしまったり、盲導犬が傷つけられてしまったり、トラックが音を出さずにバックして轢かれてしまったり、年金が下がって生活がしにくくなってしまったり、就職が困難であったり、視覚障害者同士の夫婦がアパートを借りられなかったりとか、そういった毎日の生活が皆さんおっしゃるような不安でたまらないということで、皆さんで作っていただいたこの条例に対して見直していくということまで勉強はしておりません。

ですので、どなたかがおっしゃったように一つのところをもっともっと具体化していただいたり、掘り下げていただいたりして、市民の方たちにもっともっと知らせていただいた上で、勉強していったってそれを実現できるような、失礼ですが、改正ばかりをされるのではなく、具体的にそれを使ってそれでよかったねと言えるような条例にしていけないといけないと思います。また勉強していきたいと思います。

(平野委員長)

はい、それでは遅塚さんお願いいたします。

(遅塚委員)

遅塚と申します。前回の条例の時には全く関わっていない立場でしたが、今改めて条例を眺めてみるとものすごくよくできていると思うわけです。この5年間でもものすごい国の法改正があったにもかかわらず、条例は現状のままでも行けるかもしれないということで、この内容が5年前につくられたということはすごいことだと思います。

ただ、今回ちょっとわからないのが、皆さんもおっしゃっていましたが、法律とか条例というものは技術的な話なので、この委員会としてはどの程度意見が言えるのかという気がします。例えば、先ほどのように広く市民から意見を募集したり、市民会議でたくさん意見をいただいているわけですけれども、その一つ一つの意見について、これ

は条例を改正しないと取り入れない意見であるとか、あるいはこれはもう条例には書いてあることだからOKですよとか、またこれはそもそも条例とは関係ないことではないかとか、本当は一つ一つチェックをしていって、そうすると意見を取り入れる場合に条例を改正しないと駄目ですね、という意見が残る気がするのですね。

平野先生に怒られるかもしれませんが、条例を改正した方がいいかどうかここで方向性を出さないといけないということもわかるのですが、技術的な話からすると委員会が出される現実的な実感の話だとか、市民会議や意見募集で出された意見だとか、そういったものがそもそも条例事項なのかということを整理しないと決断がつかないのではないかという感想を持っております。

この5年間でたくさん法律が出来ていますが、基本的には上乘せ条例ということで問題ないというスタンスを市は取っていると思うのですが、同じことを法律と条例でそれぞれ言っているなということは印象としてあって、今のままでも構わないと思うのですが、もし他のところで変えるところがあれば、整理した方がいいかなという印象を持っています。

最後に、理念と現実の乖離と言う話が何人かから出されていましたが、条例とはそもそもなんなのかと考えた時に、どこまで細かい現実的なことを書き込むのかという点については整理が必要かなと思います。要するに条例というのは日本の国では憲法みたいなものですから、ある程度理念的なことでもしっかりと書き込んだ上で、現実にするために計画であったり、市がやっている事業であったり、具体化していくものと条例とをどこかで役割を分けていかないと、あまり具体的なことばかり書いても毎回市議会で条例改正しなければという話もおかしいので、このあたりも整理が必要なのではないかと思えます。

それから理念というものは市としての方向性をしっかりと打ち出すもので、印象としてはもっと前向きな、明るい書き方があってもいいのではないかという印象を持っています。なんでそんな印象を持つのかというと、差別解消と虐待の話が条例の多くの部分を占めているので、長岡委員さんもおっしゃったように、何々をしてはいけないというニュアンスが非常に強いので、もちろんそれだけではないということも書いてあるのですが、もっとこう、障害のある方でもこういう生活ができるのだよ、しなきゃいけないのだよというビジョンのようなものがもっと入っていると気持ちが明るくなるなという印象を持っています。すいません、最後は雑感になってしまいましたけど、よろしくお願いいいたします。

(平野委員長)

皆さんからいろいろなご意見をいただきました。ありがとうございます。いろいろな考え方があって、また難しい議論だったという思いもあって申し訳なかったと思います。

ここで確定ということではなくて、基本的にはこういう方向でいきたいと思いますというところの確認ですが、冒頭話もあったように条例そのものが不合理だとか、明らかな問題点があるということであればそれはもう議論の余地がなく改正されるということになるかと思いますが、今の皆さんの発言を伺っておりますと、今の段階では問題がない、今の段階ではこの条例でやっていけるでしょう、ということです。もちろん、5年後、10年後までいいよということではありませんが、今回の5年を目途とした見直しでは今のカタチでやっていいのではないかと。これが1番目。

2番目は、皆さんがご指摘されたように条例の理念と現実のギャップは大きい。まだあまり知られていないではないかということ。それから理念と現実が違うということ。障害のある方たちも市民の人たちも本当は自分の生活がどう変わるのかということろで実感ができる、そういうところまで下りていないと。だからこういうところをきちんとやるべきではないかということ。

それから改正しないからといって手放しでいいよというわけではないということで、さらにもっと取組をしてほしいということが共通の認識です。ですからこの方向で次は3月になりますのでこの方向で検討して、また事務局とも相談したいと思います。ワーキングチームをつくるのか、検討会のようなフリーな集まりを持ってもらって自由に議論するような、やりかたはすぐには提案できないのですが、そうしたものを検討して、議論して3月には正式に決めるような、そういう今日は方向性だけ確認していきたいと思えます。

それから根拠としては、遅塚さんから話がありましたが、今回の条例が出来た後に虐待防止法とか差別解消法とか雇用促進法とかあったのですが、条例の方向性は法律からは外れていない。

条例をつくる時には虐待防止法もなかったし、差別解消法もなかったので、条例でいろいろつくるしかなかったのですね。そういった意味では法律が後から追いかけて出来てきたという感じなのですね。そういった意味では現行制度とは矛盾はないので、これからの方向性としては条例との矛盾はないのでこのままと、そして後は具体化について、取り組むべきことがたくさんあると。こういった部分は今後きちっと検討してくれということで。ですから手放しでいいよということではなくて、こういう点はこの5年間を振り返ってやってほしいということはこの政策委員会としては出していくようにしたいと思えます。

最後に、これは私の個人的な意見なのですが、エネルギーをどこに注入するかという話です。新しく条例を改正したら認知度が上がるのか、情勢が劇的に変わるのかというと、うーんどうだろう、という感じはあるのですね。それより今ある条例を皆さんに理解していただくことに力を入れるとか、日々の暮らしがもっと変わった方がいいのか、その力の入れ方ですね。そのあたりを考えると現実の部分に力を入れた方がいいのかなというところ。

それからこれも個人の思いなのですが、条例ができたとして、それが間違いないのであれば、これを徹底してやるのが大事なのではないのでしょうか。そこを抜きにして改正してしまうのは無責任ではないかと。市役所に対しては厳しい言い方になりますが、責任放棄になってしまうのではないかと。条例をつくったのだからそれを完全にやりなさいよと。それで足りなかったら改正だと。これを完全にやらないうちに変えてしまうのはどうなのかというところ。

そういったことで、今回は基本的な方向はそういう方向で行きたいということは確認させていただいて、具体的に何をどうするのかということとは次の3月までに議論していきたいと思います。場合によっては変わることもありますが、それも3月にもう一回ということで。途中で懇話会のようなものも提案したいと思いますが、そういったかたちで進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員一同 了承)

それから岡田さんが心配しておりましたが、皆さんは団体の代表ということではなくて、それぞれの見識に基づいてお話をいただいたということで、責任は委員長の私にありますから。ご心配なく。

さいたま市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について

(平野委員長)

それでは時間があれるので、次の議題に移らせていただきます。差別解消法に基づく対応要領ですね。これも当事者の声を聞いて進めるということで、この説明を事務局からお願いしたいと思います。

(事務局)

はい、事務局です。それでは、議題の3番目、さいたま市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領につきましてご説明いたします。

前回、6月30日の本委員会のその他の議題といたしまして、障害者差別解消法の施行に向けて、さいたま市としての職員対応要領を今後作っていく予定です、という内容を簡単にご説明させていただきましたが、本日、改めて詳細のご説明をさせていただき、皆様からご意見をいただければ、と考えております。

資料のページは、右下のところ、89ページをお願いいたします。この障害者差別解消法は、皆様ご承知のことと思いますが、平成23年に障害者基本法の改正が行われ、その第4条において、基本原則として「差別の禁止」が規定されまして、その「差別の

禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めること等により、障害を理由とする差別の解消を社会において推進することを目的とした法律でございます。

資料は 90 ページをお願いいたします。障害を理由とする差別の禁止に関する内容です。行政機関等と事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないと規定されています。

一方で、行政機関等は社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮、いわゆる合理的配慮をしなければならないところ、事業者におきましては、努力義務としております。

これは、障害者と相手方の関係は様々であり、求められる配慮も多種多様であることから、法律においては、合理的配慮について、一律に法的義務とするのではなく、国の行政機関や地方公共団体、独立行政法人等の政府の一部を構成するとみられる法人などの公的主体については法的義務を課し、民間事業者については、努力義務を課した上で対応指針により自発的な取組を促すこととしたものです。

また、一番下の留意事項になりますが、事業者ではない一般私人の行為や個人の思想・言論は、法律の対象外でございまして、啓発活動を通じて対応することとなっております。

なお、雇用の分野については、障害者差別解消法ではなく、障害者雇用促進法におきまして具体的な措置が規定されております。

次に、91 ページをお願いいたします。不当な差別的取扱いと合理的配慮についての確認でございます。不当な差別的取扱いとは、障害を理由として、正当な理由なく、障害者に対する商品やサービスの提供を拒否するような場合を言います。

なお、実際の場面において、ある行為が不当な差別的取扱いに該当するかは個々の事案ごとに判断されることとなりますが、その取扱いに正当な理由が存在する場合には、法律により禁止される不当な差別的取り扱いには該当しません。

次に、「社会的障壁の除去についての必要かつ合理的な配慮」とは、障害者が日常生活や社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して個別の状況に応じて講じられるべき措置とされています。

「意思の表明」は、個別具体的な場面において、社会的障壁の除去の実施に関する配慮を必要としている状況にあることを伝えることを指しまして、自ら意志を表明することが困難な場合には、その家族等は本人を補佐して意思を表明することも含みます。また、合理的配慮の実施に伴う負担が過重である場合には、本法に基づく義務は生じません。なお、「その実施に伴う負担が過重でないとき」の判断に当たっての考慮要素としては、例えば、事業等の規模やその規模からみた負担の程度、財政状況、業務遂行に

及ぼす影響といったものが考えられます。

次に、違反に対する対応ですが、主務大臣が特に必要があると認めるときは、報告の徴収、助言、指導、勧告といった措置を講ずることができることとしております。

なお、報告徴収が求められた際、報告をしなかった場合、又は虚偽の報告を行った場合には過料が課される場合があります。

また、行政機関等により障害者差別となる行為が行われた場合には、行政機関等の内部における服務規律確保のための仕組みや行政相談等の仕組みにより是正が図られることとなります。

次に 92 ページをお願いいたします。不当な差別的取扱いと合理的配慮の具体例についてでございます。どのような行為が不当な差別的取扱いとなるかについてですが、まず、障害があることを理由に窓口対応を拒否するであるとか、対応の順番を後回しにするであるとか、説明会、シンポジウム等への出席を拒むことなどが考えられます。なお、ここに書かれている例示につきましては、正当な理由が存在しないことが前提となっております。

次に、どのようなものが合理的配慮となり得るかという具体例ですが、まず、合理的配慮については物理的環境への配慮、意思疎通の配慮、ルール・慣行の柔軟な変更という3つの類型があります。

物理的環境への配慮といたしましては、段差がある場合に、車いす利用者にキャスター上げ等の補助をすることや、携帯スロープを渡す、などが考えられます。また、意思疎通の配慮といたしましては、筆談、読み上げ、手話などのコミュニケーション手段を用いる、書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする、このようなことが考えられます。

ルール・慣行の柔軟な変更の具体例といたしましては、立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する、スクリーンや板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を案内する、などが考えられます。

次に 93 ページをお願いいたします。本市が国に先駆けて制定した障害者に対する差別及び虐待を禁止する「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」いわゆる「ノーマライゼーション条例」と法律の関係について説明いたします。

本市の条例では、差別を受けた障害者は、市に設置された障害者の権利の擁護に関する委員会（以下「委員会」という。）に助言又はあつせんを申立てることができます。なお、平成 27 年 9 月現在、申立てられた事案はありません。

また、差別をした者が委員会の助言又はあつせんに従わない場合、市長は委員会の求めに応じ、差別をした者に対し勧告することや、勧告に従わない場合に公表することを規定しています。

詳しくは比較表のとおりですが、障害者差別解消法の基本方針に拠れば、既存の条例

については引き続き効力を有することとされていることから、本市の条例の位置づけも、一義的には障害者差別解消法とは別の法体系という整理となっております。

ただし、条例に定義されている差別であるか、対応要領等に照らして差別と考えられるものを問わず、本市の相談窓口の利用や条例の助言あっせんの仕組みを利用することは可能です。

また、条例で定義されている差別については、条例に基づき市長による勧告、公表の対象となりますが、法律において禁止されている差別については、地方公共団体の機関の職員によるものであれば、その機関が定める対応要領を踏まえ、服務規律等に照らして取扱われることとなり、事業者による差別であれば、主務大臣が定める対応指針に照らして法律に基づく主務大臣による報告徴収並びに助言、指導及び勧告の権限が行使されることとなります。

94 ページをお願いいたします。最後になりますが、地方公共団体等職員対応要領について説明させていただきます。障害者差別解消法の施行に当たり、地方公共団体に求められる取組でございますが、この取組の一つとして、①にございますように対応要領の作成が求められております。95 ページをお願いいたします。まず、対応要領は、地方公共団体の機関で事務等に従事する職員全般に対して法的義務違反の防止を図るものであり、行政機関等が事務・事業を行うに当たり、職員が遵守すべき服務規律の一環として定められるものであります。

また、地方自治法等に規定する地方公共団体の機関ごとに定めることが法律で規定されており、服務規律の一環としての位置付けを持つことから、対応要領の内容を理解し、服務規律に違反することがないように職員に対する研修も必須と考えられます。

地方公共団体等における対応要領の作成は、地方分権の趣旨に鑑み努力義務とされておりますが、法律における法的義務を担保するためのものとして作成することが必要であるうえ、障害者差別を禁止するノーマライゼーション条例を制定している本市においては、積極的に取組むとともに、条例の理念を踏まえたものとなることが、障害当事者の方々から期待されているところであります。

本年7月に開催された、市長を本部長とする「障害者施策推進本部会議」におきまして、作成に係る部局がしっかりと連携して、市民の意見も丁寧に伺いながら、条例の理念にも沿った内容となるよう、しっかりと作成を進めるよう指示されたところでございますので、御覧のスケジュールに基づき、案の作成について、鋭意、検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、96 ページをお願いいたします。資料5になります。これまでご説明した対応要領について、こうした柱立てで作成してまいりたいという対応要領の骨子案でございます。

まず、1番目は、対応要領の趣旨でございます。2番目は障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方として、不当な差別的取扱いの禁止に関し、

正当化事由、事前的改善措置について記載することとしたいと考えています。また、合理的配慮の提供に関しては、意思の表明、過重な負担、事前的改善措置と合理的配慮の関係についてそれぞれ盛り込む予定でございます。

3番目は障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例についてでございます。内容はおとなり97ページに別紙といたしまして記載させていただきました。不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例でございます。先ほど92ページでもご説明いたしましたが、現時点でこのような例を掲載したいと考えております。

4番目は相談体制の整備ということで、相談窓口の指定、監督者の責務、懲戒処分等との関係について規定する予定です。

最後に5番目は職員への研修・啓発についてですが、①職員に対する研修の実施、②新規採用職員に対する研修、③マニュアルの整備を盛り込む予定でございます。

以上が対応要領の骨子(案)でございます。皆様から忌憚のないご意見を頂きたいと思っております。長くなりましたが、よろしくお願いたします。

(平野委員長)

はい、ありがとうございます。これから内容を煮詰めるということですが、さいたま市、市役所の所管部署として障害のある方にこのように対応していきますよ、という基本的な指針になるわけですけれども、特に3番目の障害を理由とする不当な差別的取扱いと合理的配慮の具体例として、こういうことで困った、こういうふうに改善するとか。これまでも条例をつくる際の事例集ですとか、発言ですとか、そういうものを生かしているわけですけれども、この部分についても皆さんのご意見を反映していくということです。それでは、これについてご質問はございますでしょうか。

(遅塚委員)

遅塚と申します。この対応要領の適応範囲について、よくわからないことがあるのですが、地方公共団体がやる事務、事業を行うに当たりというような書き方になっており、96ページの資料5のところでは、さいたま市長の事務部局における、という書き方になっています。国の方の資料ですと、地方公共団体の機関ごとに定めるというようになっています。この機関というのは例えば教育委員会であったり、いわゆる任命権者が違うものそれぞれで対応要領をつくらなければならないという意味だと思いますが、ここでいう事務部局はどこまでが入るのでしょうか、というのが質問です。

なぜこんなことを質問するのかというと、公立公営の施設の職員のやるべきことがここに入っているのかということです。この別紙の資料は国の省庁のものと同じだと思うのですが、いわゆる事務的な窓口対応、市民の方が行政の窓口に来た時の対応方法のことが書いてあるのですが、公立公営の施設は含まれるのか。例えば、さいたま市に公立公営の施設があるのかどうか把握していないので、そこを含めてお聞きしたいのですが、

市立市営の施設があった場合、その職員が利用者さんに対応する時の配慮事項というのはこの要領に入らなくていいのか、というのが質問です。

(事務局)

市の職員の対応要領になりますので、例えば市が直営で管理している公園だとか施設だとかいったものについては全て適用になります。それから指定管理者が入って管理している施設というのもございます。これについては市と指定管理者の契約の中でこの差別解消法に基づく配慮といいますか、市の方で作成する予定の対応要領と同じようなものにしていただくという縛りといいますか、そのことを契約の中に盛り込むことで差別解消法への対応を担保していくという対応をしていく予定でございます。

(遅塚委員)

はい、ありがとうございます。大元として国がつくっているものがありますよね。厚生労働省とか各省庁とか。例えば厚生労働省がつくっているものについては、厚生労働省の職員がこうしなければならないという対応要領と、福祉施設の職員はこうしなければならないという事業者向けの指針、いわゆるガイドラインと2つ出されていると思います。

厚生労働省の職員は事務屋さんですから、そういう流れになると思うのですが、福祉施設の職員は事務屋さんとは違うので、中身も違ってくるので、こういうふうにしなさいねというようなガイドラインをつくっています。国の場合にはたぶんそれで済んでしまうのですが、さいたま市の場合、ここでいう対応要領とは事務職員の対応要領なのではないでしょうか。公立公営の職員であれば、本当は厚生労働省がつくるガイドラインのように福祉施設の職員はこういうふうにしなさいいけないよというガイドラインの中身も入っていないと本来いけないのではないかと。それが入っていないと指定管理者の場合も車イスの方が来たら段差を乗り越えるために車イスを持ち上げてあげようとかそんなことしか書かれていないので、福祉施設としての中身が入らなくなるのではないかとこのことをちょっと心配しております。

(何事か言うひとり)

(遅塚委員)

すいません、今、平野委員長から、厚生労働省本省の対応要領には国リハの職員のための対応要領が入っているという話がありました。ですから同じように考えればさいたま市も公営の施設を持っていれば同じようにする必要があるのかなと思います。

(事務局)

今作成を検討しております対応要領は、もちろん機関ごとに教育委員会や消防でも作成をするのですが、市の全職員が対象になる前提でつくっています。このほかにガイドライン的なものも必要になるだろうということで、現在全庁の組織に対して合理的配慮に該当する事例について照会を行っております。それを集約して施行に合わせてガイドライン的なものを皆さんにお示しして施行に合わせて差別解消法に対応していきたいということで作業を進めているところです。

(平野委員長)

ほかにはいかがでしょうか。はい、川津委員さんどうぞ。

(川津委員)

川津です。確認したいと思います。対応要領の骨子案ということで出されましたが、今この政策委員会で意見を出して、今後市民にも公開されるのでしょうか。その進め方というか決定までの流れについても事務局の方から説明を伺いたいと思います。その上で意見を交換したいと思います。

(事務局)

この対応要領のスケジュールですが、今回、この障害者政策委員会でご意見をいただいた後に市民会議の皆様からもご意見をいただきます。その内容も踏まえて原案をつくって市の内部で最終的な判断といいますか、決定をするということです。パブリックコメントまでは現在のところ考えていないという状況です。

(平野委員長)

対応要領ができれば委員にもいただけるのでしょうか。

(事務局)

対応要領が完成しましたら、皆様にはできましたということでお知らせしたいと考えております。

(平野委員長)

今ここで意見というのは難しいと思いますので、次は 30 日には市民会議が予定されていますよね。もちろん市民会議の場でも意見はいただくとありますが、その時まで、30 日までは委員の皆さんからメールやファックスで意見をいただくというのは大丈夫でしょうか。

(事務局)

この後、ご意見はいただけるようでしたらありがたいと思いますので、メールなどでいただければ、と思います。

(平野委員長)

それでは 30 日に市民会議がありますので、委員の皆様、所属する団体などでこういったことを考えてほしいというものがあれば事務局の方にお寄せいただくということでもよろしいでしょうか。はい、それではこの議題はこれでよろしいでしょうか。

その他

(平野委員長)

それでは事務局から報告事項をお願いします。

(吉野課長)

障害福祉課長の吉野でございます。長時間にわたりまして大変申し訳ございませんが、私の方から 1 点説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

現在進めております、「福祉関連施策の再構築」に向けた検討の状況についてご説明させていただきます。

現在、私どもでは、来年度の予算編成作業を行っているところですが、現在の歳入歳出の見通しは、本市誕生以来、初めて 400 億円を超える巨額の財源不足となっております。平成 29 年度以降も更なる財源不足の拡大が見込まれております。

一方で、皆様ご承知のように、さいたま市におきましても、高齢化の進展と相まって、加齢に伴い障害を負う方が年々増加しておりまして、こうした現状を鑑みますと、高齢者や障害者が、住み慣れた地域で安心していきいきと生活できる環境をつくるため、必要な福祉サービス事業を持続的かつ安定的に提供していくことが、これからますます重要になっていくと考えております。

本市では、高齢者、障害者等の経済的負担の軽減と社会参加の促進を図るため、市単独の扶助事業を実施しておりますが、市単独扶助費につきましては、「さいたま市行財政改革推進プラン 2013」において、社会経済情勢の変化に伴う市民ニーズの高度化・多様化に対応するため、福祉関連施策の見直しを検討し、真に必要なサービスを提供することとしております。

こうしたプランの方針に沿って、所期の目的を達成した事業につきましては、これまで見直しや廃止に取り組む一方で、市民や障害者団体の意見・要望等を踏まえ、新規事業の立ち上げや既存事業の再構築を進めてまいりました。

今後につきましても、「現金給付からサービス給付へ」の考えのもとに、引き続き必

要な見直しを検討し、再構築を進めてまいりたいと考えておりますが、市単独扶助費の見直しや再構築を進めるにあたりましては、市民のニーズを十分に把握し、福祉サービス水準が低下しないよう、単に事業を縮小・廃止するのではなく、新たな福祉ニーズに即応した事業の創設を図るなど、福祉サービス全体の水準の維持に努め、市民生活に大きな影響を及ぼさないよう、進めてまいりたいと考えておりますので、なにとぞ皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思います。説明は以上でございます。

(平野委員長)

今吉野課長から説明がございました。まだ個別の事業がどうなるかというのはこれからということで、ここで一つ一つの事業についてどうこうということはありませんが、非常に厳しい財政状況だということです。いろいろとご質問もあるでしょうし、ご意見もあるかと思いますが、障害者政策委員会としては、障害者、家族、保護者の生活に支障がないようにしていただきたいと、今ある水準を確保していただけるように頑張っていたきたいとしか申し上げられませんが、そういったことを含めて検討してほしいというのが皆さんの意見だと思います。よろしいでしょうか。予算についてはまた次回、決まりましたらご説明をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

3 閉会

(平野委員長)

それでは大変長い時間ありがとうございました。これで第2回の障害者政策委員会を終わりにしたいと思います。はい、川津委員さんどうぞ。

(川津委員)

川津です。時間がない中、すみません。私だけではないのですが、6月30日に開催された市民会議に参加した際の話なのですが、参加した方の中から意見がありました。本当は事務局に直接言うように言ってみたのですが、表に出せないということで代わりに申し上げます。

市民会議はいろいろな意見を出して本当に有意義な会議ができたと思うのですが、舞台か受付かわからないのですが、職員の方が会議中におしゃべりをしていました。それを見た参加者がおしゃべりをしているのはどうなのだろうというような不満が出ていました。

グループの話を見て回るという責務があると思うのですが、役割のない職員がおしゃべりをしてしまったことが大変残念だと思うのですね。もし必要な話であれば廊下とか市民会議と関係ないところでやっていただくようお願いしたいということが会員の

中から出ましたのでお話をさせていただきました。以上です。

(平野委員長)

事務局の方で今後対応の方よろしく願いいたします。ほかに大丈夫でしょうか。それでは事務局の方に進行をお返しします。

(事務局)

長時間にわたりありがとうございました。次回の日程ですが、3月10日木曜日の午後2時からの開催を予定しております。場所などの詳細は決まり次第ご連絡させていただきたいと思います。また第2回の市民会議は30日午後2時から与野本町コミュニティセンターで開催する予定です。よろしく願いいたします。以上です。

(平野委員長)

どうもお疲れ様でした。

以 上